

職員の給与に関する報告

(はじめに)

本委員会が実施した「職種別民間給与実態調査」の結果から、本年の春季賃金改定では、ベースアップを実施した民間事業所の割合が昨年と同程度で推移するとともに、初任給を増額した事業所の割合が昨年より増加するなど、民間給与については、引き続き賃金の引上げを図る傾向が見られた。

また、公表された民間労使の資料によると、道内民間企業の賃金の引上げ額は全国の引上げ額を下回る状況が見られた。

一方、道職員の給与については、本年4月から、国家公務員に準じた給与制度の総合的見直しとして、給料表水準の引下げや地域手当、単身赴任手当等の改定が実施されている。

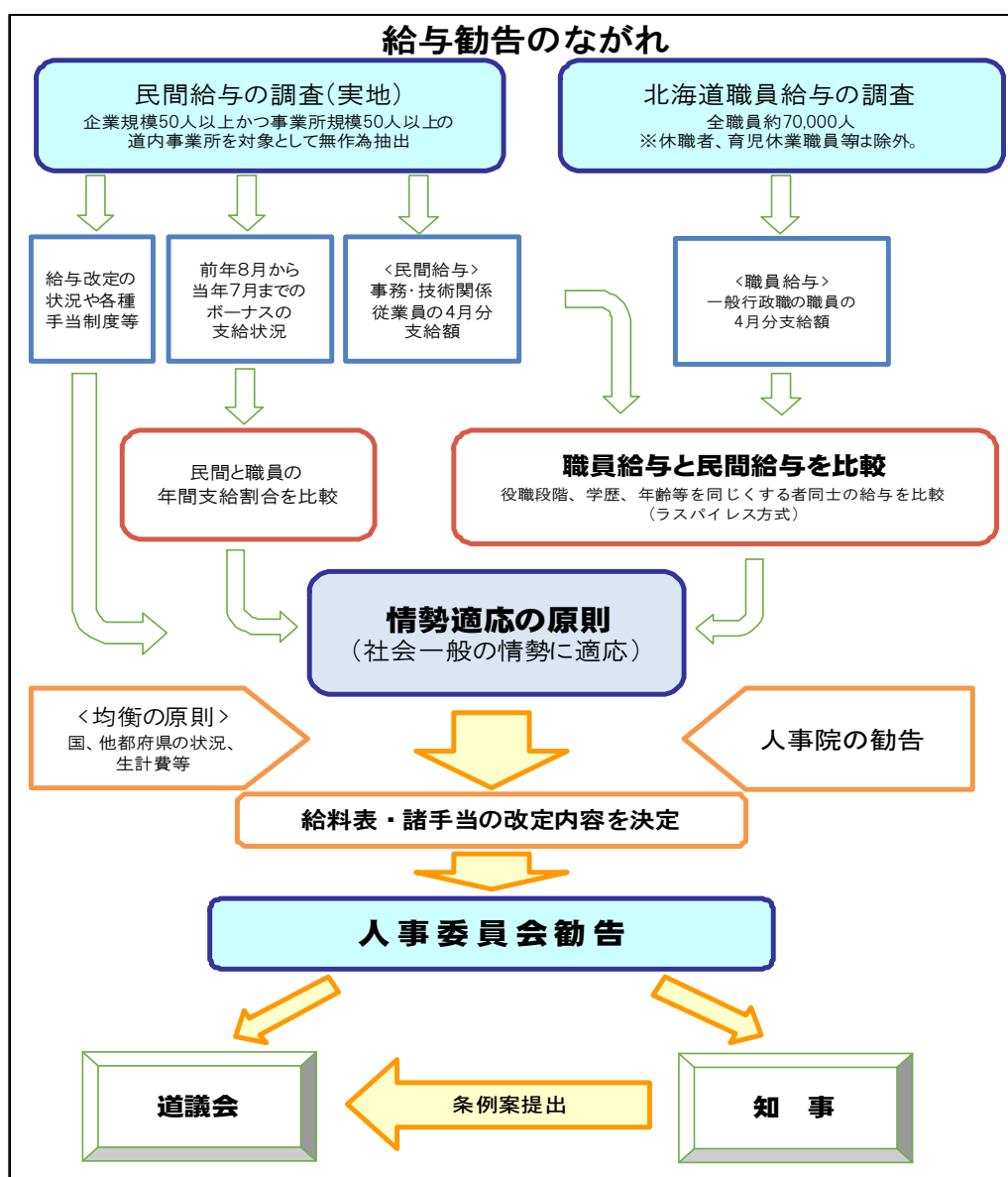
人事委員会勧告制度は、地方公務員法に基づき、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、本委員会は、従来より、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるよう、職員の給与水準を国及び他の地方公共団体の職員、民間従業員の給与等を考慮して定めることを基本に勧告を行っている。

本年についても、職員の給与の実態を把握するとともに、民間給与、物価、生計費等職員の給与決定に関連のある諸般の状況について調査研究を行ってきたので、その成果をここに報告する。

(給与勧告のしくみ)

人事委員会による給与勧告制度は、地方公務員法に基づき、労働基本権制約の代償措置として設けられているが、職員給与については、納税者である道民の理解を得る必要があることから、本委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、民間給与との精密な比較をもとに給与勧告を行うことで、適正な職員給与が確保される仕組みとなっている。

勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。



(注) 1 民間給与の調査については、人事院及び札幌市人事委員会等と共同で実施した。

2 職員給与と民間給与との比較方法については、8頁を参照のこと。

1 職員給与の状況

本委員会は、「平成27年北海道職員給与等実態調査」を実施し、本年4月時点の職員の給与の支給状況等について調査を行った。その調査結果によると、図表1に示すとおり、同月における平均給与月額は、教員、警察官、医師等を含めた職員全体69,219人では405,926円となり、民間給与との比較を行っている一般行政職の職員15,423人では392,029円となっている。

また、医師である一部の職員を除いては、現在、給与条例附則による独自の給与減額措置により、給料月額 $2\sim 8\%$ 、管理職手当の 8% 又は 10% がそれぞれ減額されて支給されており、当該減額措置（以下「本年の減額措置」という。）により本年4月に実際に支給された職員給与の平均月額は、全職員では393,355円、一般行政職の職員では377,997円であり、減額前に比べて、それぞれ12,571円、14,032円減少している。

図表1 職員数、平均給与月額及び平均年齢

		職員数	平均給与月額	平均年齢
全職員		69,219 人	減額前 405,926 円	42.6 歳
			減額後 393,355 円	
	昨年	69,571 人	減額前 405,416 円	42.6 歳
			減額後 392,805 円	
一般行政職		15,423 人	減額前 392,029 円	44.5 歳
			減額後 377,997 円	
	昨年	15,530 人	減額前 393,261 円	44.7 歳
			減額後 379,075 円	

(注) 1 平均給与月額の「減額前」は本年の減額措置がないものとした場合の額であり、「減額後」は本年の減額措置により実際に支給された額である。

2 職員数、平均給与月額及び平均年齢には、本年度の新規学卒の採用者、道外勤務者、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員を含む。

(参考資料 1 職員給与関係 第1表及び第2表 参照)

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の道内の民間事業所約1,600のうちから、層化無作為抽出法^{*1}によって抽出した413事業所を対象に、人事院、札幌市人事委員会等と共同して「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、医師等54職種の計約14,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与の月額や賞与に加え、給与改定の状況や各種手当制度等についても実地に詳細に調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解、協力を得て、91.2%^{*2}と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の実態を反映したものとなっている。

(2) 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で31.3%（昨年34.1%）、高校卒で18.1%（同19.2%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で27.9%（同25.4%）、高校卒で43.2%（同23.6%）であり、それぞれ昨年に比べて増加している。

（参考資料 2 民間給与等関係 第5表 参照）

※1 「層化無作為抽出法」 民間給与の調査に当たっては、約1,600すべての事業所を調べることが最も望ましいが、時間や費用に制約があるため調査可能数には限界がある。このため、一部の事業所を無作為（ランダム）に抽出して調査を行っている。

① 企業規模・業種等ごとに事業所をグループ分け（層化）する（全事業所 → 36層）。

② 各グループにおいて調査する従業員の割合が等しくなるようにし、その割合に見合う従業員数を確保できるまで事業所を無作為に抽出する。

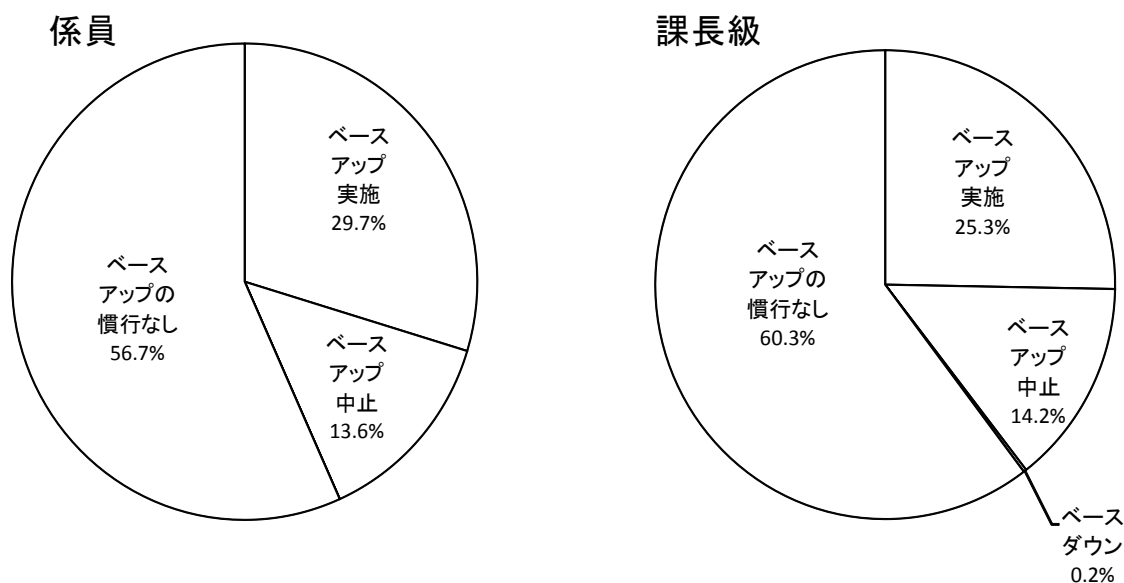
※2 企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模（50人）を下回っていたことにより、調査対象外であることが判明した事業所を除いて算出している（参考資料 2 民間給与等関係 第1表（注）2 参照）。

イ 給与改定の状況

図表2に示すとおり、ベースアップを実施した事業所の割合は、係員で29.7%（昨年31.1%）、課長級で25.3%（同25.0%）であり、その割合が大幅に増加した昨年と同程度で推移している。

また、図表3に示すとおり、定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で74.4%（昨年77.3%）、課長級で71.4%（同72.3%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は、係員で22.0%（同21.8%）、課長級で19.7%（同19.7%）、昨年に比べて減額となっている事業所の割合は、係員で11.6%（同10.3%）、課長級で10.5%（同9.1%）となっている。

図表2 民間におけるベースアップ等の状況



図表3 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		昨年との比較					
		増額	減額	変化なし			
係員	85.8%	74.4%	22.0%	11.6%	40.8%	11.4%	14.2%
課長級	81.5%	71.4%	19.7%	10.5%	41.2%	10.1%	18.5%

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「北海道職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般行政職^{※1}、民間においては公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢などを同じくすると認められる者同士の毎年4月分の給与額（公務にあつては比較給与^{※2}の月額、民間にあつては所定内給与^{※3}の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較を行ってきている（ラスパイレス方式）。

本年においては、図表4に示すとおり、本年の減額措置がないものとした場合の職員給与と民間給与とを比較した結果、職員給与が民間給与を584円（0.15%）下回っている。

参考に職員給与について、本年の減額措置により本年4月に実際に支給された給与額と民間給与とを比較すると、職員給与が民間給与を14,793円（3.88%）下回っている。

※1 公民比較を行う際の一般行政職には、当該年度の新規学卒の採用者、道外勤務者、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員は含まない。

※2 「比較給与」 所定内給与から通勤手当を除いたものに相当する給与をいい、給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、寒冷地手当、へき地手当等をいう。

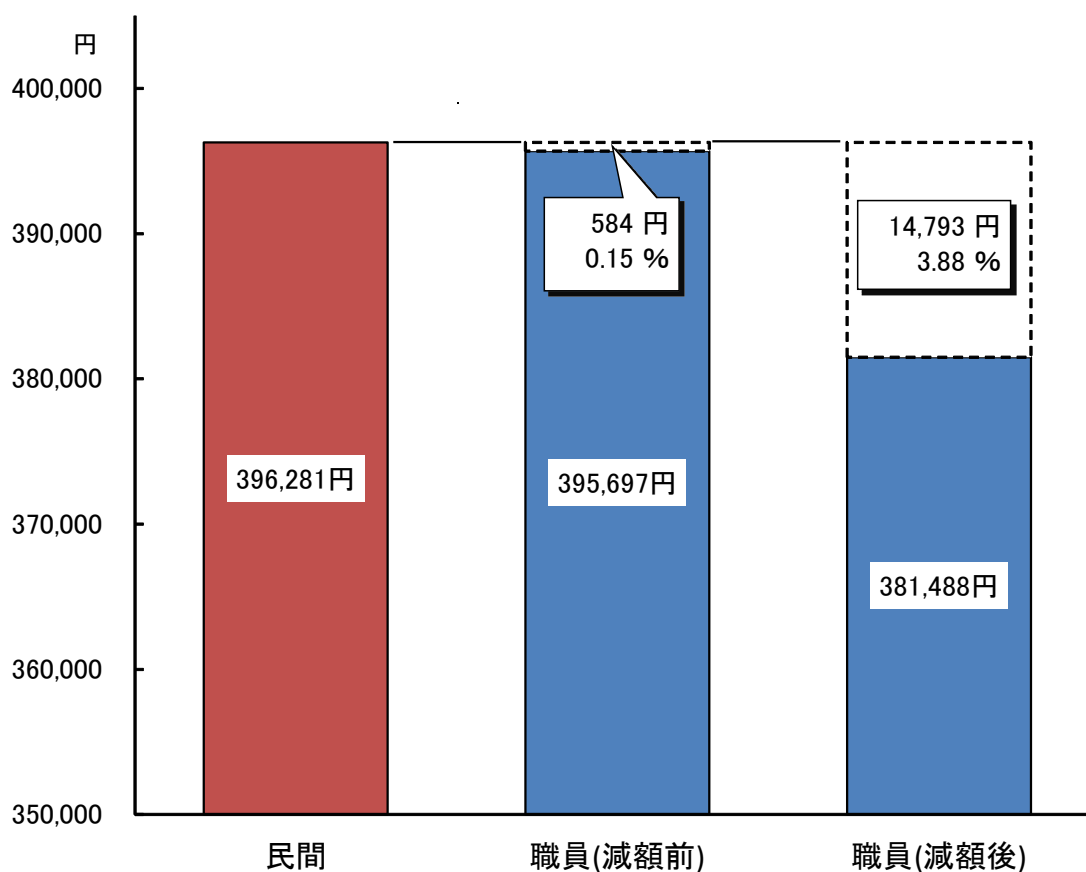
※3 「所定内給与」 あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与（賞与等は除き、暖房用燃料費のほか寒冷地における各種の生活費用の増加分の補填を考慮した手当を含む。）のうち時間外手当等以外のものをいう。

図表4 職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較差 $A - B$ $\left[\frac{A - B}{B} \times 100 \right]$
396,281 円	減額前 395,697 円	584 円 (0.15%)
	減額後 381,488 円	14,793 円 (3.88%)

(注) 職員給与の「減額前」は本年の減額措置がないものとした場合の額であり、「減額後」は本年の減額措置により実際に支給された額である。

《職員給与と民間給与の状況》



参考：職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較をそれぞれの平均給与額で単純に行うと、例えば職員給与を40万円(平均年齢42歳)、民間給与を34万円(平均年齢35歳)とした場合、年齢に差があるため精密な比較ができないこととなる。

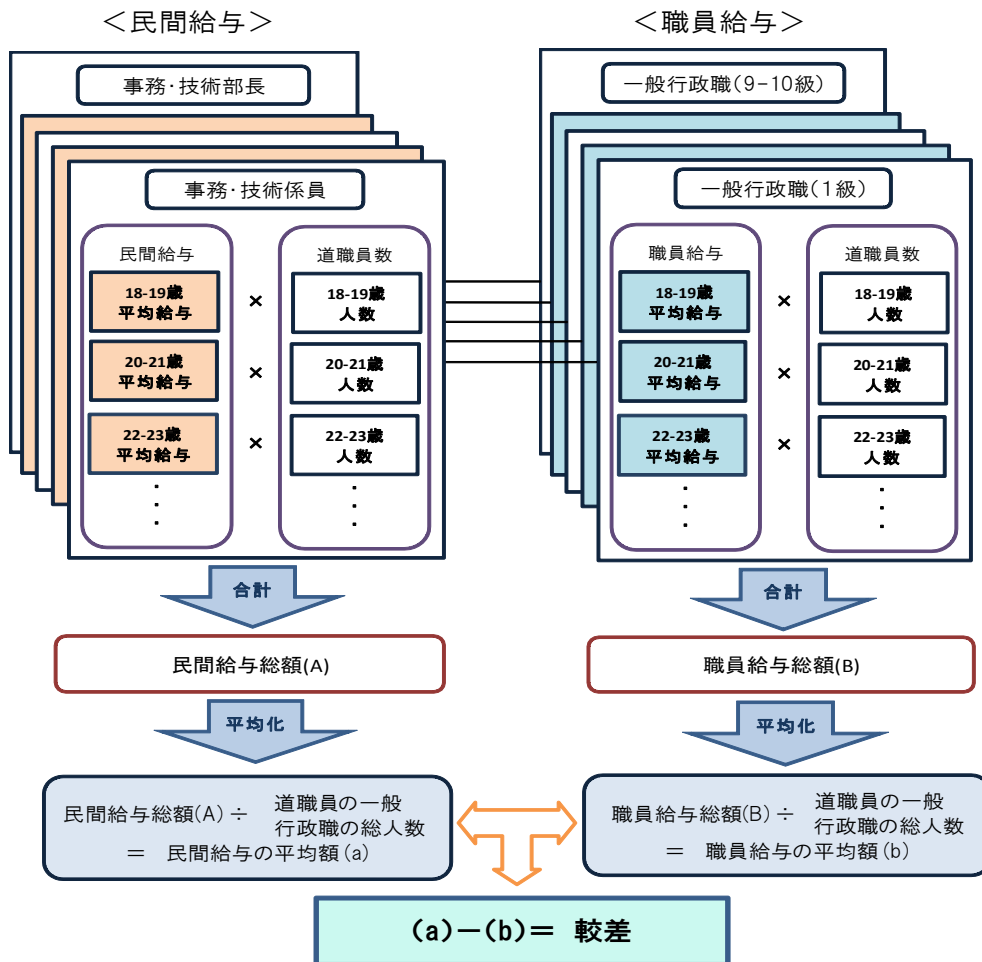
このようなことから、職員給与と民間給与との比較においては、公務と民間の同職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士を対比させ、精密に比較を行っている(ラスパイレス方式)。

◇ 比較対象職員

一般行政職の職員を対象とする。ただし、当該年度の新規学卒の採用者、道外勤務者、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員は含まない。

◇ 比較方法

- ① 個々の職員に、同条件(職種、役職段階、年齢など)における民間給与を支給したとした場合の民間給与総額(A)を算出する。
- ② 現に職員に支払われている職員給与総額(B)を算出する。
- ③ 民間給与総額(A)と職員給与総額(B)をそれぞれ道職員の一般行政職の総人数で除して平均額(a)(b)とし、両者を比べ較差を算出する。



(2) 特別給

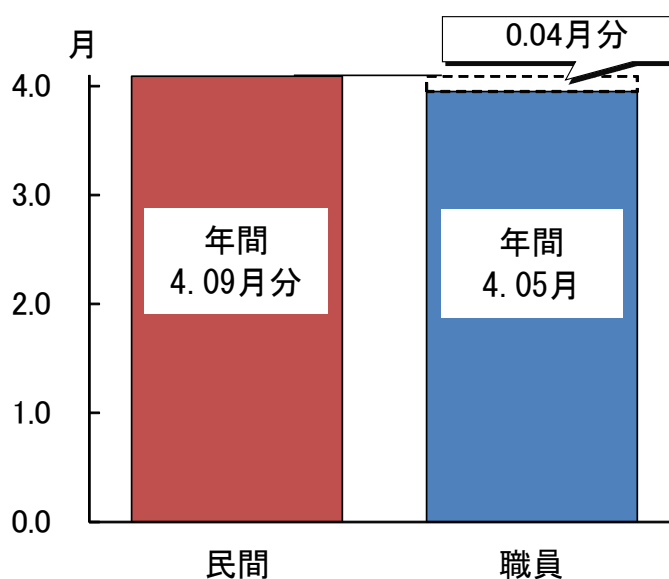
本委員会は、民間における特別給（ボーナス）の年間支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、図表5に示すとおり、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては所定内給与月額2.02月分、上半期（本年2月から7月まで）においては同2.07月分、年間支給割合では同4.09月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.05月）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.04月分下回っている。

図表5 民間における特別給の支給状況

	特別給の支給額	平均所定内給与月額	特別給の支給割合
下半期	674,078 円	334,229 円	2.02 月分
上半期	684,483 円	330,543 円	2.07 月分
年間支給割合			4.09 月分

《職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の状況》



4 物価・生計費

本年4月の「消費者物価指数」（総務省統計局公表）は、昨年4月に比べ、全道では変動がないが、札幌市においては0.2%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省統計局公表）を基礎に算定した本年4月における全道の標準生計費は2人世帯で142,620円、3人世帯で162,190円、4人世帯で181,760円となっており、同じく札幌市では、それぞれ171,460円、191,340円、211,230円となっている。

（参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標関係 第1表及び第3表 参照）

5 国家公務員の給与に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月6日、一般職の職員の給与に関する報告及び給与の改定に関する勧告を行った。

これらの報告及び勧告の概要は、別紙のとおりである。

6 給与改定

職員給与の実態並びに給与決定の諸条件である道内の民間給与の実態及び国家公務員の給与に関する人事院勧告等については、以上に報告したとおりであり、本委員会としての給与改定についての判断は、次のとおりである。

(1) 本年度に改定すべき事項

職員給与については、厳しい財政状況の中、平成11年度から独自の減額措置が行われてきており、現在の措置は、昨年4月から減額率の圧縮等が行われたものの、なお継続されている。

こうした中、本委員会としては、これまで、職員給与と民間給与とを比較する場合、適正な給与水準を示す観点から、減額前の職員給与を基本に行うことが適当であると判断してきており、これによると前記のとおり職員給与は民間給与を584円（0.15%）下回っている。

また、期末手当・勤勉手当については、前記のとおり、職員の年間支給月数が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.04月分下回っている。

本委員会としては、月例給及び特別給に係る公民較差等の状況や国家公務

員の給与等の改定に関する人事院勧告の内容等を勘案した結果、職員給与について次のとおりとすることが適当であると判断する。

ア 給料表

給料表については、人事院勧告の内容に準じた（教育職給料表（高校）及び教育職給料表（中小）にあっては、全国人事委員会連合会のモデル給料表の内容を勘案した）改定を行う。

任期付研究員及び特定任期付職員に適用される給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に、改定を行う。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.1月とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分し、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行う。

また、獣医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(2)の改定状況を勘案し、所要の改定を行う。

エ 地域手当

地域手当の支給割合（医師に対する特例措置を含む。）については、人事院勧告の内容に準じた改定を行う。

オ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額については、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点や道の人事異動の実態等を踏まえ、1,600円引き上げ、27,600円とする。

カ 改定の実施時期

これらの改定は、平成27年4月1日から実施する。

(2) 平成28年度に改定すべき事項

職員給与については、本年4月から、国家公務員に準じた給与制度の総合的見直しを段階的に実施しており、平成28年度においては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおりとすることが適当であると判断する。

ア 地域手当

地域手当の支給割合（医師に対する特例措置を含む。）については、平成28年4月1日から、給与条例に定める支給割合とする。

イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、2,400円引き上げ、30,000円とする。

7 今後の取組

(1) 再任用職員の給与

人事院においては、再任用職員の給与に係る今後の対応として、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしている。

本委員会としても、人事院の検討状況や道における再任用職員の実態を踏まえ、給与の在り方について、引き続き検討を進めていくこととする。

(2) 採用困難職種の確保対策

道においては、現在、医療職など特定の職において必要な人材が十分確保できず、多くの欠員が生じている状況にあり、任命権者においては、人材の確保に向け、新たな取組を行っているほか、今後、様々な方策について検討を進めていくこととしている。

本委員会としても、こうした状況や任命権者の動向を見極めながら、採用困難職種の給与の在り方について、引き続き検討を進めていくこととする。

8 おわりに

本道経済は、緩やかに持ち直しているものの、個人消費などで一部に弱い動きも見られる。また、雇用情勢については、有効求人倍率が前年を上回って推移し、緩やかに改善している。

一方、道においては、厳しい財政状況を踏まえ、職員数の適正化や歳出削減など行財政改革の取組が進められている中で、独自の給与減額措置は平成11年度から長期間にわたり継続して実施されており、本年4月からは、昨年の本委員会の勧告に基づき、給料表水準の引下げを伴う給与制度の総合的見直しも実施されている。

このような情勢の中、本年は、月例給及び期末手当・勤勉手当の引上げを行うとともに、平成28年度においては、地域手当及び単身赴任手当について所要の改定を行うこととした。これは、民間給与の状況や国家公務員等の給与の状況など、地方公務員法に定める給与決定に関する諸事情とともに、職員給与を取り巻く情勢等を総合的に勘案したものである。

職員においては、公務の重要性及び行政に対する期待と信頼を背負っていることを十分自覚し、全体の奉仕者である道職員としての誇りと使命感を持って道政の推進に取り組まれるよう要望する。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義及び役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

なお、本委員会として、独自の給与減額措置に関しては、これまで繰り返し適正な給与水準の確保の必要性を述べてきているが、現在も継続して実施されていることから、職員の日々の生活への負担感をはじめ、将来の生活設計に対する不安感からの職員の士気の低下や優秀な人材の確保の面においても憂慮している。

地方公務員法に定める給与決定の原則と異なる減額措置が長期間にわたることは異例のことと考えており、本年4月から実施された給与制度の総合的見直しの内容も考慮し、早期に本来あるべき適正な給与水準を確保されるよう改めて要請する。